

上海市政府による地方教育附加の徴収開始に関する通知

滬府発[2011]2 号

各区、県人民政府、市政府各委、办、局：

国家と本市の「中长期教育改革和发展规划纲要(2010—2020 年)」を徹底させ、教育経費を多方面から確保するため、「中华人民共和国教育法」と「财政部关于同意上海市开征地方教育附加的复函」(財綜函[2010]78 号)の精神に則り、本市は 2011 年 1 月 1 日より、地方教育附加の徴収を開始する。関連事項を以下のように通知する。

一、本市行政区域内において増値税、消費税、営業税を納付している単位と個人(外商投資企業、外国企業と外国籍の個人を含む。)は、国家规定に従い教育費附加を納める以外で、本通知に従い地方教育附加を納付しなければならない。

地方教育附加は単位と個人が実際に納めている増値税、消費税、営業税の税額に対して、徴収率 2%を掛けて算出する。

二、地方教育附加は本市税務部門が徴収を担当し、収入は市レベルの国庫に全額入庫される。地方教育附加の徴収と入庫では、税務部門が一括印刷する税收票証を使用する。

三、地方教育附加は政府性基金に分類され、財政予算に納入され、“收支两条线”管理を実施する。

四、本市の「中长期教育改革和发展规划纲要(2010—2020 年)」が明確に定める目標に基づき、地方教育附加専項資金は本市の教育事業の発展に使われる。市委、市政府が提案した“创新驱动、转型发展”の要求に従い、“十二五”期間中において、本市の地方教育附加は主に従業員職業訓練が主要業務となる人力資源建設の支援と促進に使われる。また同時に、市政府が確定している教育発展項目に使われる。地方教育専項資金の具体的な管理と使用方法は、市財政局と関連部門が制定する。

五、地方教育附加に必要な費用は本市地方税務部門が徴収し、市財政部門が部門の予算計画を通して管理する。地方教育附加の中から手数料を控除、抽出してはいけない。

六、批准無しでの超過徴収、不足徴収、遅延徴収、徴収停止、または地方教育附加を占有、差止め、不正使用等の行為に対しては、「财政违法行为处罚处分条例」(国令[2004]427 号)と「关于发布施行〈违反行政事业性收费和罚没收入收支两条线管理规定行政处分暂行规定〉的令」(国令[2008]281 号)に従い、責任者の行政責任を追及し、犯罪行為に値する場合は、刑事責任を追及する。

七、本市の地方教育附加の具体的な徴収管理方法は市財政局と市地税局が制定する。

上海市人民政府

2011 年 1 月 21 日

当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は情報提供を目的に作成されており、その正確性を弊社及び情報提供元が保証するものではありません。また、掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、個別の案件につきましては、各方面の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、弊社及び情報提供元はその原因の如何に関わらず賠償の責を負いません。